＜月次報告様式（新様式　平成29年7月～）＞

３年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R3.8.12	R3.10.11	（１）協力金・月次支援給付金に係るスケジュール （２）都と経済団体が連携した中小企業の職域接種について	2	1															産業労働局総務部企画調整課
2	R3.10.11	R3.10.21	（１）国有農地等境界画定事業 福生市福生字奈賀1132番1　　実測図 （２）国有農地等境界画定事業 福生市福生字奈賀1132番1-7-8　実測図	2	1															産業労働局農業振興事務所農務課
3	R3.10.6	R3.10.22	31産労金貸第217号 貸金業法に基づく行政処分について（株式会社〇〇） のうち以下の書類 ①行政処分通知書の交付について ②行政処分通知書 ③業務の停止に伴う留意事項について ④弁明書 ⑤行政処分調書	14		1					1	1	1		1				(第2号)個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため。 (第3号)当該法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (第4号)偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第6号) ・当該法人が提出した弁明書の内容を開示し、処分決定の過程が公となることにより、他の貸金業者の潜脱行為を助長する等、貸金業者に対する検査及び指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・行政指導の経過を開示し、処分決定の過程が公となることにより、他の貸金業者の潜脱行為を助長する等、貸金業者に対する検査及び指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・行政処分決定の基準が公となることにより、他の貸金業者の潜脱行為を助長する等、貸金業者に対する検査及び指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・不利益処分の原因となる事実を詳細に開示し、処分決定の過程が公となることにより、他の貸金業者の潜脱行為を助長する等、貸金業者に対する検査及び指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局金融部貸金業対策課